（報道室の所掌事務）

第十三条　［略］

一　［略］

二　地方防衛局の保有する個人情報の保護に関すること（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条から第百三条まで、第百二十五条及び第百二十六条の規定による措置に限る。）。

三・四　［略］

（企画部に置く課）

第十四条　企画部に、次に掲げる課を置く。

地方調整課

地方協力基盤整備課（北関東防衛局に限る。）

連絡調整課（沖縄防衛局に限る。）

移設整備課（沖縄防衛局に限る。）

施設対策計画課（南関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

周辺環境整備課

防音対策課

住宅防音課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

住宅防音第一課（南関東防衛局に限る。）

住宅防音第二課（南関東防衛局に限る。）

業務課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設補償課（東北防衛局に限る。）

施設管理課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設取得課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

（地方調整課の所掌事務）

第十五条　［略］

２～４　［略］

５　沖縄防衛局の地方調整課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号（連絡調整課及び移設整備課の所掌に属するものを除く。）及び第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

（連絡調整課の所掌事務）

第十五条の三　連絡調整課は、法第四条第一項第十二号及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関する事務（第十五条第五項及び第十六条に規定するものを除く。）をつかさどる。

（施設管理課の所掌事務）

第二十三条　施設管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［略］

四　駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

五　［略］

（報道室の所掌事務）

第十三条　［同上］

一　［同上］

二　地方防衛局の保有する個人情報の保護に関すること（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十二条から第四十一条まで、第四十七条第一項及び第四十八条の規定による措置に限る。）。

三・四　［同上］

（企画部に置く課）

第十四条　企画部に、次に掲げる課を置く。

地方調整課

地方協力基盤整備課（北関東防衛局に限る。）

移設整備課（沖縄防衛局に限る。）

施設対策計画課（南関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

周辺環境整備課

防音対策課

住宅防音課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

住宅防音第一課（南関東防衛局に限る。）

住宅防音第二課（南関東防衛局に限る。）

業務課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設補償課（東北防衛局に限る。）

施設管理課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

施設取得課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）

（地方調整課の所掌事務）

第十五条　［同上］

２～４　［同上］

５　沖縄防衛局の地方調整課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号（移設整備課の所掌に属するものを除く。）及び第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

［条を加える。］

（施設管理課の所掌事務）

第二十三条　施設管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［同上］

四　駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供及び駐留軍に提供した施設及び区域の返還に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

五　［同上］